

別表1

## 出火区画の限界時間(Tf)

出火区画の限界時間は、当該建築物の条件により、下表のとおりとする。

条		件		スプリンクラー設備 設置の場合	スプリンクラー設備 設置でない場合
出火区画の基 準時間 (Tf1)		内装制限がなされている場合 (注1)		9分	5分
		内装制限がなされていない場合			2分
出 火 区 画 の 延 長 時 間	区画等の 確保 (Tf2)	各室不燃区 画を形成す る場合	就寝室から有効 なバルコニー等 (注2)により 避難させる場合 (注3)	6分	4分
			上記以外の場合	3分	2分
	各室戸区画 を形成する 場合	就寝室から有効 なバルコニー等 により避難させ る場合 (注3)	4分	2分	
		上記以外の場合	2分	1分	
寝具類の 防炎化 (Tf3)	寝具類に防炎製品が使用されて いる場合		—	1分	
初期消火 (Tf4)	初期消火において屋内消火栓を 使用する場合		—	1分	
出火区画の限界時間 (Tf) = (Tf1) + (Tf2) + (Tf3) + (Tf4) (注4) (注5)					

(注1) 内装制限がなされている場合とは、居室の壁(床からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、各室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされている場合をいう。以下同じ。

(注2) 有効なバルコニー等とは、避難方法、バルコニー等に面する就寝室の開口部、バルコニーの構造等の状況からみてバルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

(注3) 当該バルコニー等からの出火区画又は隣接区画を経由しないで安全な地上へ避難できるものを除き、廊下を経由する避難が限界時間以内にできる場合は、廊下を経由する避難を優先的に指導すること。以下「区画等の確保」の項において同じ。

(注4) 当該区画にスプリンクラー設備が規則第13条の規定により全く設置されていない場合は、「区画等の確保」の延長時間について基準時間に加算できないものとする。

(注5) 寝具類に防炎製品が使用されている場合の延長時間は、内装制限がなされていない場合の基準時間に加算できないものとする。

別表 2

隣接区画の限界時間 (T<sub>n</sub>, T<sub>u</sub>)

隣接区画の限界時間は、当該建築物の条件により下表のとおりとする。

1 出火区画と同一階の隣接区画

隣接区画の限界時間は、別表 1 の出火区画の限界時間（この場合において、「就寢室から有効なバルコニー等により避難させる場合」であっても、「上記以外の場合」として算定した出火区画の限界時間を用いるものとする。 2 の出火区画の上階にある隣接区画の限界時間の算定に当たっても同様とする。）及び隣接区画の区画等の確保の条件により、下記のとおりとする。

条 件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
隣接区画の基準時間 (T <sub>n 1</sub> )		T <sub>f</sub> (9分~12分) + 4分	T <sub>f</sub> (2~9分) + 3分
隣接区画の延長時間	区画の確保 (T <sub>n 2</sub> ) 各室不燃化区画又は各室戸区画を形成して就寢室からバルコニー等に避難させる場合	4分	3分
隣接区画の限界時間 (T <sub>n</sub> ) = (T <sub>n 1</sub> ) + (T <sub>n 2</sub> )			

2 出火区画の上階にある隣接区画

出火区画の上階にある隣接区画の限界時間については、「スプリンクラー設備設置でない場合」に限り設けるものとし、別表 1 で定めた出火区画の限界時間及び隣接区画の区画等の確保の条件により、下記のとおりとする。

条 件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
隣接区画の基準時間 (T <sub>u 1</sub> )			T <sub>f</sub> (2~9分) + 8分
隣接区画の延長時間	区画の確保 (T <sub>u 2</sub> ) 各室不燃化区画又は各室戸区画を形成して就寢室からバルコニー等に避難させる場合	隣接区画の限界時間は設定しない	3分
隣接区画の限界時間 (T <sub>u</sub> ) = (T <sub>u 1</sub> ) + (T <sub>u 2</sub> )			

別表 1

基準マニュアル検証指導		規模別付加対応事項 (付加対応事項が記入されていない事項 については基準検証内容どおりとする)		
マニュアル対応事項	検証内容	消防法令に基づきスプリンクラー設備が設置されている社会福祉施設及び病院 (火災階限界時間, 9分)	スプリンクラー設備が設置されていない社会福祉施設及び病院	
			内装制限がなされている社会福祉施設及び病院 (出火区画基準時間, 5分)	内装制限がなされていない社会福祉施設及び病院 (出火区画基準時間, 2分)
1 出火場所の確認 自火報の受信機又は副受信機により出火場所を確認すること。	<p>1 自力避難困難者の入所者の人数を考慮して、避難が最も困難であると思われる防火区画内にある就寝室, リネン室等に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。</p> <p>この時、発報させた室の廊下側の入口付近に旗等の目印を設置しておく。</p> <p>なお、当該社会福祉施設等が複数棟からなる場合には、自力避難困難者の入所者等の人数等を考慮して、避難が最も困難であると思われる棟の感知器を発報させることとする。</p>	<p>出火室の明示方法</p> <p>1 出火階の廊下側入口付近に出火室表示灯等出火室と確認できる装置が設置されている場合は、同装置を確認させるものとする。</p> <p>2 出火階と確認できる装置が設置されていない場合は、出火室内に旗等の目印を設置しておくものとする。 (注) 出火室表示灯等の設置を指導するものとする。</p> <p>出火棟の選定</p> <p>1 火災発生危険、人命危険の大きい棟が複数ある場合は、出火棟を適宜変更するものとする。</p>	同 左	同 左
			同 左	同 左
			同 左	同 左

また、検証を伴わない訓練の場合には、任意に出火場所、棟の選択を行うものとする。

2 隊員は、夜間に正規に勤務する場所（各階のナースステーション、寮母室等）に待機しているものとする。

3 受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て自火報発報場所を確認する。

なお、警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と警戒区域一覧図を照合すること。

4 仮眠状態で待機することとしている場合は、発報後 15 秒経過した後に行動を起こすこととする。

#### 待機場所の指定

1 隊員がそれぞれの勤務場所において勤務中の場合は、その場所から直ちに所要の行動を起こすこととする。

（注）仮眠室に副受信機の設置を指導するものとする。

#### 放送設備の活用

自火報で出火場所を確認した者は、「自火報が発報したこと」、「発報場所」「現在係員が確認中であること」等について館内放送を行うものとする。（非常放送設備、業務放送設備又はその他の手段を用いて行うこと。）

同 左

同 左

同 左

同 左

<p>2 現場の確認 出火場所に到って、現場の状況を確認すること。</p>	<p>1 受信機又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示（肉声、電話、無線等を用いて）して、発報した感知器の設置されている出火室に行き、中に入り、火災の有無を確認する動作を行う。</p>	<p>出火室の確認 1 出火室と確認できる装置が設置されている場合は、直らに中に入り、火災の有無を確認する動作を行うものとする。</p> <p>2 出火室と確認できる装置が設置されていない場合は、自火報の発報した警戒区域内のすべての室を検索し火災の有無を確認する動作を行うものとする。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>
	<p>この場合、他の隊員で仮眠状態で待機することとしている者は、指示されてから15秒経過した後に行動を起こすこととする。</p>	<p>仮眠状態からの行動 1 仮眠室に副受信機が設置されている場合は、直ちに行動を起こすこととする。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
	<p>2 火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶ。</p>	<p>火災確認者の行動 1 火災を確認した者は、その場で「〇〇室が火事だー」と2回叫ぶとともに入所者等の救出、救護にあたるものとする。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
	<p>3 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。 ア 非常用エレベーターは使用できるものとする。 イ 常用エレベーターは、停電時最寄りの階停止装置付きのものとする。</p>	<p>エレベーターの使用 1 原則として、非常用エレベーターについては使用できるものとする。 また、常用エレベーターで停電時最寄りの階停止装</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

	<p>のみに限り使用できるものとする。</p> <p>この場合、確認隊員は、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を使用しなければならないものとする。</p>	<p>置付きのものは、現場確認時出火区画の直下階までのみ使用できるものとする。</p> <p>ただし、出火区画及び隣接区画以外で出火棟と別棟区画されている場所にある常用エレベーターについては、使用できるものとする。</p>		
<p>3 消防機関への通報</p> <p>電話又は非常通報装置により火災である旨を、消防機関へ通報すること。</p>	<p>1 対応計画上通報を行うこととされている者が、消防機関への模擬通報を行う。</p> <p>この場合、事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機、内線電話機等を利用することもよい。</p> <p>2 非常通報装置が設置されている場合には、非常通報装置の起動押しボタンを押す動作を行い（事前に消防機関の了解を得た場合には、実際に押す。）、3は省略できるものとする。</p>	<p>通報の方法</p> <p>1 「2段階通報」を実施させることとする。</p> <p>2 模擬通報については、すべて消防機関へ通報することとする。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>	

3 消防機関への模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする。

なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、おおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

通報者 119番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇社会福祉施設（病院）です。」

消 防 「その社会福祉施設（病院）は何階建てですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建ての〇階が燃えています。」

消 防 「入所者（入院者）は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者（入院者）は〇名です。逃げ遅れた人は今のところわかりません。」

消 防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇〇が燃えています。」

#### 通報の要領

1 第1段通報の内容については、おおむね

「自火報が発報していること」

「場所」

「〇〇階〇〇側が表示していること」

「現在確認中であること」

等が通報されていることを確認することとする。

2 第2段通報の内容については、おおむね第1段通報以外で基準マニュアルに示されている事項が通報されていることを確認することとする。

（注）非火災報対策の推進及び消防用設備等の維持管理の徹底を指導することとする。

同 左

消 防 「近所に目標となる建物は  
ありますか。」  
通報者 「〇〇〇〇〇〇〇〇」  
消 防 「わかりました。すぐにい  
きます。」

4 消防機関への通報を現場確認  
の後にするか自火報発報後直ち  
にするかについては、当該社会福  
祉施設等の非火災報対策の進捗  
状況と消防機関の指導の実態等  
から、消防機関がそれぞれ判断す  
るものとする。

#### 通報の時期

非常通報装置と自火報の  
作動が連動されていない場  
合にあっては、自火報発報  
後直ちに119番による第  
1段通報を行い、現場確認  
後非常通報装置の起動押し  
ボタンを押すものとする。

同 左

同 左

#### 現場指揮本部の設置

1 自衛消防隊員の現場指揮  
本部を設置するものとし、  
指揮本部の位置は、原則と  
して出火棟の防災センター  
又は自火報の受信機等が設  
置されている階等現場指揮  
のできる位置とする。

2 指揮者は必要に応じ隊員  
に役割担当を指示するもの  
とする。

社会福祉施設につい  
ては、夜間の自衛消防  
隊員の構成員数により  
指揮本部の設置をしな  
くてもよいものとし  
る。

同 左

<p>4 初期消火 消火器又は屋内消火栓により初期消火を行うこと。</p>	<p>1 模擬初期消火は、消火器を用いて行っても、屋内消火栓を用いて行っても差し支えないものとする。</p> <p>2 消火器を用いる場合は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢をとり、15秒間維持する。</p> <p>3 屋内消火栓を用いる場合は、放水のための動作を行った上で放水体勢をとり、30秒間維持する。</p> <p>消火開始迄の操作は、原則として2人以上で実施することとする。</p> <p>なお、この行動を選択した場合は、限界時間が1分間延長される。</p> <p>注 屋内消火栓が、1人で操作できるものである場合又は操作者が屋内消火栓を1人で操作することができる能力があると消防機関が特に認めた場合は、1人で操作してもよいものとする。</p>	<p>屋内消火栓が設置されている場合の活動</p> <p>1 消火器について1本以上を使用し、屋内消火栓と併行して放出体勢をとるものとする。</p> <p>2 原則として、屋内消火栓を使用するものとし、1号消火栓については、2人で操作、2号消火栓については、1人で操作し、放水体勢をとり、維持するものとする。</p> <p>ただし、社会福祉施設については、夜間の隊員の数により屋内消火栓又は消火器の使用について選択できるものとする。</p> <p>(注) 2号消火栓、補助散水栓の設置について指導するものとする。</p> <p>現場指揮本部への報告等</p> <p>1 通報、初期消火活動を行った隊員は、活動状況を現場指揮本部に報告するものとする。</p> <p>2 現場指揮本部付近に応急</p>	<p>社会福祉施設については、夜間の隊員の数により屋内消火栓又は消火器の使用について選択できるものとする。</p> <p>対象物の状況に応じて対応するものとする。</p> <p>対象物の状況に応じ</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

		<p>救護所を設置するものとする。</p>	<p>て適当な場所に応急救護所を設置するものとする。</p>	
<p>5 区画の形成</p> <p>(1) 出火区画, 隣接区画等の防火区画の形成 防火戸を閉鎖して, 出火区画, 隣接区画等防火区画を形成すること。</p> <p>(2) 室の区画の形成 入所者等が就寝に使用する室(以下「就寝室」という。), リネン室等の廊下に面する開口部の戸を閉鎖して室の区画を形成すること。</p>	<p>1 出火室の戸は, 出火室の避難及び初期消火行動終了後直ちに閉鎖する。</p> <p>2 出火区画内においては, 出火区画内の各室の戸はできるだけ早い時期に閉鎖すること。</p> <p>3 出火区画及び隣接区画を構成する防火戸は, 温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸であっても, 自動閉鎖を待つことなく, それぞれ出火区画及び隣接区画の避難等を考慮してできる限り手動で閉鎖する。</p> <p>4 隣接区画において, 就寝室からバルコニー等に避難させる場合にあつては, 各就寝室の戸を閉鎖することとし, その他の場合にあつては, 各就寝室の戸を閉鎖するかどうかは, 避難方法, 戸の性能等の実態により, それぞれ判断するものとする。</p> <p>5 出火区画及び隣接区画を形成する防火戸以外の防火戸で堅穴区画又は水平区画を形成するものは, 火災発生により煙が発生して自動的に閉鎖する構造の防火戸にあつては, 閉鎖障害がないこ</p>			<p>同 左</p>

<p><b>6 情報伝達及び避難等</b></p> <p>火災を確認後、入所者等及び隊員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、入所者等をより安全な場所へ順次避難させること。</p>	<p>とをあらかじめ確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあっては、手動で閉鎖する。</p> <p>1 非常放送設備が設けられている場合は、非常放送を行う。 また、非常放送設備が設けられていなくても、業務放送設備、その他の伝達手段を有する場合には、それを活用するものとする。 放送文例は、おおむね次のとおりとし（当該社会福祉施設等の独自の文例がある場合はそれによることとする。）3回繰り返すものとする。 「ただ今、〇〇階〇〇で、火災が発生しました。入所者等は、至急避難してください。なお、避難の際は、各室の出入り口の戸を閉めてください。（繰り返します。）」</p> <p>2 情報伝達及び避難等は、入所者等のすべてを避難させるものとするが、全員が訓練又は検証に参加できないときは、自力避難困難者についてはできる限り職員等の他の健常者が代わりになり、その他は参加可能な者の範囲で参加させることとする。 ア 避難等は、入所者等の避難能力等に応じて、おおむね次によ</p>	<p>(注) 情報伝達機能を備えた非常放送設備、火災である旨が一斉に伝達される電話機等を設置するよう指導するものとする。</p> <p>1 個々の社会福祉施設等の実態に応じた文例を作成し、備え付けておくこととする。</p> <p>入所者等の訓練参加 出火区画、隣接区画の入所者等は、全員参加させるものとする。 ただし、全員参加できないときは、避難困難者についてできる限り職員等が代わりになり参加するものとする。 避難誘導の方法 自力避難可能者に対しは、</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------	-----------------------

	<p>る。</p> <p>(7) 自力避難ができるもの      大声で「火事だー！。○      ○へ避難してください。」と      叫ぶ等施設及び入所者等の      実態に応じ、確実に伝達でき      る方法により避難誘導を行      う。</p> <p>(i) 自力避難が困難なもの      腕で支える、車椅子、車付      きベッド、背負い等、施設及      び入所者等の実態に応じた      方法により避難させる。</p> <p>イ 出火区画内の入所者等は、出      火区画以外の場所へ避難させ      る。</p> <p>ウ 隣接区画内の入所者等は、出      火区画又は隣接区画以外の場      所へ避難させる。</p> <p>エ イ及びウが終了した後、順次      入所者等を地上、屋上、バルコ      ニー等安全な場所へと避難さ      せる。</p> <p>注 対象となる施設によっては、      入所者等が運動能力の低下の      他に、視覚・聴覚の障害あるい      は精神病・痴呆等による状況判      断能力の低下等種々の特別な      条件を有している場合があり、      当該施設の実態に応じ実効性      のある方法で柔軟に対応を行      う必要がある。</p>	<p>大声で知らせるとともに、実      際に避難の方向を指示し、避      難させるものとする。</p> <p>(注) 自力避難可能者に対す      る避難の指示について      は、ハンドマイク等の活      用に配慮することとす      る。</p>		
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

<p><b>7 消防隊への情報提供</b> 消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。</p>	<p>1 消防隊員に対し、おおむね次の内容を提供する。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。</p> <p>○出火場所 「○階の○○○」</p> <p>○入所者等の状況 「○階に自力避難困難○○名、自力避難可能者○○名、○階に自力避難困難○○名、自力避難可能者○○名がいます。」</p> <p>○避難の状況 「○階の入所者等は○○○へ一時避難しています。」</p>	<p>現場指揮本部への報告等</p> <p>1 情報伝達及び避難誘導等の活動を行った隊員は、適宜活動状況を現場指揮本部に報告するものとする。</p> <p>2 指揮者は、活動隊員の活動内容、現場の状況及び逃げ遅れ者の状況等の必要事項を把握し、隊員に必要な指示を行うとともに、消防隊に情報提供を行うこととする。</p>	<p>対象物の状況に応じ対応するものとする。</p> <p>対象物の状況に応じ対応するものとする。</p>	<p>同 左</p> <p>対象物の状況に応じ対応するものとする</p>
<p><b>8 近隣事業所等の応援</b> 近隣事業所等の応援がある場合は、上記対応事項の一部について応援を受けることができること。</p>	<p>1 近隣事業所等の応援者に、電話等により連絡をする。 ただし、非常通報装置が設置されている施設で、関係者に二次通報が行われるものはその必要はない。</p> <p>2 近隣事業所等の応援者は、消防隊が救出した入所者等や自力で避難階まで避難してきた入所者等を救護所へ誘導・搬送するとともに、応急救護措置等を行う。</p>	<p>近隣事業所等の応援</p> <p>1 社会福祉施設等で夜間の自衛消防隊の構成員数の少ない施設及び消防隊の到着が遅延する施設等については、事前に近隣事業所、町内組織等と応援協力体制を確立しておくこととする。</p> <p>(注) 非常時の近隣事業所等への伝達手段として、非常ベル、サイレン等の設置指導を図るものとする。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

		<p>2 非常通報装置が設置されていない社会福祉施設等で、近隣に看護婦寮又は従業員宿舎等があるものについては、消防機関への第2段階通報後、状況に応じ、電話等により連絡するものとする。</p>	同 左	同 左
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----

訓練検証結果表

防火対象物名			構造・規模・面積			構造 / 階建て 延べ m <sup>2</sup>								
検証実施日			年 月 日 時 分			検証結果			適・否 (超過時間 分 秒, 軽度, 中度, 重度)					
検証責任者	対象物訓練実施者数		名	出火場所室名	階 室	出火区画の限界時間		分	出火区画の所要時間		分 秒			
担当者	訓練対象収容者数	自力避難可能者	名	訓練参加者数	自力避難可能者	名	隣接区画の限界時間		分	隣接区画の所要時間		分 秒		
検証署員数		自力避難困難者	名		自力避難困難者	名	上階隣接区画の限界時間		分	上階隣接区画の所要時間		分 秒		
検証事項	実施要件			検証場所	行動隊員名	検証署員名	行動時間		所要時間	限界時間超過の要因及び改善対策				
1 出火場所の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出火室確認装置 (有 無)</li> <li>・ 15秒経過措置 (有 無)</li> </ul>						開始	分	秒	分	秒			
2 現場の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用EV (有 無) 常用EV (有 無)</li> <li>・ 15秒経過措置 (有 無)</li> </ul>			出 火 室			開始	・	・	・	・			
3 消防機関への通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2段階通報 (有 無)</li> <li>・ 通報の方法 (加入電話・その他) (非常通報装置・連動・押ボタン)</li> </ul>						1 段	開始	・	・	・		・	
							2 段	開始	・	・	・		・	
4 初期消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内消火栓 (2人操作, 2人保持, 1人保持)</li> <li>・ 2号消火栓 (有 無)</li> <li>・ 補助散水栓 (有 無)</li> <li>・ 消火器の併用 ( 本)</li> <li>・ 消火器のみ使用 ( 本)</li> </ul>			出 火 階			令 10	開始	・	・	・		・	
							令 11	開始	・	・	・		・	
5 区画の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出火室の戸 (有 無)</li> <li>・ 出火区画の戸 (有 無)</li> <li>・ 出火区画と隣接区画の防火戸 (有 無)</li> <li>・ 隣接区画からバルコニー等へ避難 (有 無)</li> <li>・ その他の戸 (有 無)</li> </ul>			出 火 区 画			開始	・	・	・	・			
							隣接区画	同一階	開始	・	・		・	・
								上 階	開始	・	・		・	・
6 情報伝達及び避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常放送設備 (有 無)</li> <li>・ 業務放送設備 (有 無)</li> <li>・ 他の伝達手段 (有 無)</li> <li>・ 火点に近い区画から順に避難 (適 否)</li> <li>・ 避難階まで誘導 (有 無)</li> <li>・ 屋上, ベランダ等の活用 (有 無)</li> </ul>			自力避難可能者	出火区画			開始	・	・	・	・		
								隣接区画	同一階	開始	・	・	・	・
									上 階	開始	・	・	・	・
				自力避難困難者	出火区画			開始	・	・	・	・		
								隣接区画	同一階	開始	・	・	・	・
									上 階	開始	・	・	・	・
7 消防隊への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供の適否 (適 否)</li> <li>・ 入所者名簿 (有 無)</li> </ul>						開始	・	・	・	・			
8 近隣事業所等の応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話, 非常通報装置二次通報</li> <li>・ 指揮本部 (有 無) 応急救護所 (有 無)</li> </ul>						開始	・	・	・	・			

別紙3

避難等の推定所要時間計算要領

1 各区画に時間測定者を配置し、当該区画における自力避難困難者、自力避難可能者の避難時間及び避難完了時間をそれぞれ測定する。

2 各区画の避難等の推定所要時間 (E) は、次の E1 又は E2 のいずれか長い時間とする。

E1 ;各区画の入所者等の避難開始から自力避難可能者の区画外への避難完了までの推定所要時間

E2 ;各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の区画外への避難完了までの推定所要時間

なお、同一階の隣接区画が2以上存する場合は、それぞれ推計した値のうち最も所要時間の長いものとする。

ア E1の推定時間は、原則として各区画の自力避難可能者の1による推定時間とする。

この場合において、出火区画又は上階隣接区画の入所等のうち同一階の隣接区画を経由して避難するものは、同一階の隣接区画に存する間は、同一階の隣接区画の自力避難可能者とみなすこと。

また、歩行速度の速い者は、区画外へ避難しやすい位置の者のみが参加することのないよう配慮すること。

イ E2の推定所要時間は、次のとおりとする。

$$E2 = C \cdot E2' + D$$

C ; 各区画の自力避難困難者とそのうち訓練に参加した者の数の比

E2' ; 各区画の自力避難困難者の1による測定時間

D ; 各区画の入所者等避難開始から自力避難困難者の避難開始までの測定時間

Dの算定は、次のとおりとする。ここで、D'は各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の避難開始までの1による測定時間とし、f、n、uは、それぞれの出火区画、同一階の隣接区画、上階隣接区画の値を示すこととする。

・自力避難困難者を出火区画から順次避難させる場合

出火区画  $D_f = D_f'$

同一階の隣接区画  $D_n = (C_f - 1) E2_f' + D_n'$

上階隣接区画  $D_u = (C_f - 1) E2_f' + (D_n' - 1) E2_n' + D_u$

・自力避難困難者を各区画一斉に避難させる場合

$$D = D'$$

・自力避難困難者を階ごとに順次避難させる場合

出火区画及び上階隣接区画  $D = D'$

同一階の隣接区画  $D_n = (C_f - 1) E2_f' + D_n'$

この場合において、出火区画又は上階隣接区画の入所者等のうち、同一階の隣接区画で一旦避難を停止する者又は停止すると計画される者については、同一階の隣接区

画の入所者等であるとみなす。

また、Cの値は可能な範囲で小さく、かつ、各区画同様となるよう他の健常者の活用を図ること。

- 3 R<sub>t f</sub>, R<sub>t n</sub>, R<sub>t u</sub>の推定所要時間は、次のとおりとする。

$$R_t = V + E$$

R<sub>t</sub> ; 各区画の推定所要時間

V ; 1により測定した各区画の入所者等の避難の開始時間

## 限界時間超過時における改善指導要領

1 限界時間はそのまま、対応行動の改善によって行動時間の短縮化を図る事項	2 限界時間そのものを延長させる事項	
<p>(1) 行動の迅速化</p> <p>ア 訓練等により隊員の行動の迅速化を図る。</p> <p>イ 隊員間の連携を図る。</p> <p>ウ 消火器の取扱い、非常用放送設備等機器の操作・取扱いの習熟を図る。</p> <p>エ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟を図る。</p> <p>(2) 防火管理体制の変更</p> <p>ア 初期消火作業で屋内消火栓を用いる。</p> <p>イ 隊員の資質を考慮し組み合わせ及び役割分担について最適化を図る。</p> <p>ウ 自力避難困難者や受信機に近接した所に隊員仮眠場所を設定する。</p> <p>エ 隊員の行動の無駄を排除し効率的にする。 (目的地までの経路、重複する行為等を指す。)</p> <p>オ 出火区画と隣接区画の隊員配分を適切にする。 (出火区画と隣接区画の限界時間の余裕時間を考慮して行う。)</p> <p>カ 指揮系統等組織体制を整備する</p> <p>キ 自力避難困難者は避難容易な場所に変更する。</p> <p>ク 特定の区画内の避難負担を少なくするために、自力避難困難者を同一区画内に集中させないようにする。</p> <p>ケ 職員宿舎からの応援体制の整備、近隣との応援体制の整備、宿直の人員検討等により隊員配分を適切にする。</p>	<p>(1) 設備等の強化</p> <p>ア 非常通報装置を設置する。</p> <p>イ 自動火災報知設備と非常通報装置を連動させる。</p> <p>ウ 自動火災報知設備の警戒区域を小さくする。</p> <p>エ 無線機、館内非常電話等を設置する。</p> <p>オ 応援要請装置を設置する。</p> <p>カ 非常放送び119番通報をすべての階からできるようにする</p> <p>キ 非常放送のスピーカー又は一斉電話等を各室内に設置する</p> <p>ク 副受信機を仮眠場所等に設置する。</p> <p>ケ 避難器具を設置する (行き止まりバルコニー等に滑り台等を設ける。)</p> <p>コ 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する。</p> <p>サ スプリンクラー設備を設置する</p> <p>シ 一人で操作できる2号消火栓を設置する。</p> <p>ス 自力避難困難者搬送用器具の導入や改良を行なう。</p> <p>セ 排煙設備を適切に稼働する。 (消防機関が、関係者から排煙設備を適切に稼働できるか方法及び時期等を確認したうえ、位置、構造等を勘案し限界時間の延長(スプリンクラー設備設置の場合2分程度、スプリンクラー設備設置でない場合1分程度)について考慮すること。)</p> <p>ソ エレベーターを改良する (非常用エレベーターを改良するか、停電時最寄り階停止装置付とする。)</p>	<p>(2) 建物等の強化</p> <p>ア 全寝具類に防災製品を使用する。</p> <p>イ 建物の内装の不燃化を図る。</p> <p>ウ 別棟区画する。</p> <p>エ 階段室を堅穴区画する</p> <p>オ 耐火建築物において、各階を耐火構造の壁(両面を防火構造として壁でもよいものとする。)及び甲種防火戸及び乙種防火戸による区画により細分化する。</p> <p>カ 区画形成の防火戸を煙感知器連動とする。</p> <p>キ 戸区画、不燃区画を形成するよう出入口、開口部を変更する。</p> <p>ク 戸区画、不燃区画のドアを自動閉鎖式にする。</p> <p>ク 一次避難場所や避難路のスペースを拡げる。</p> <p>コ 安全な避難路を有するバルコニーを設置する</p> <p>サ 屋外階段を増設する</p> <p>シ 搬送、歩行の障害となる段差をなくす。</p> <p>ス 既存ドア等のカギの解錠が容易に出来るようにする。 (電気錠による一斉開錠や鍵を統一してマスターキーで開錠できるようにする。)</p>